

令和 6 年度
定期監査等結果報告書

危機管理部
観光文化スポーツ部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
いわき市長 内 田 広 之 様

いわき市監査委員	増 子 裕 昭
同	大和田 了 寿
同	大 友 康 夫
同	福 嶋 あずさ

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 危機管理部
- (2) 観光文化スポーツ部

2 監査実施期間

令和6年4月12日から同年7月5日まで

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

危機管理部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務

補助金の交付事務において、補助対象でない組織に対し交付決定を行っていた例が認められた。

(災害対策課)

※ いわき市自主防災組織資材補助金は、市自主防災組織の結成促進及び育成指導に関する要綱第10条第1項第1号において、「自主防災組織がその結成時に資材の備蓄を行う場合」を対象としているが、補助対象ではない既存の組織に適用し、交付決定を行っていた。

いわき市自主防災組織の結成促進及び育成指導に関する要綱 (補助)

第10条 市長は、次に掲げる場合、予算の範囲内で必要な補助を行うものとする。

(1) 自主防災組織がその結成時に資材の備蓄を行う場合

(2)～(3) (略)

2～5 (略)

附則別表(抜粋)

地区名	名称	設立年月日	区域名
小名浜	玉川町 自主防災団	<u>昭和58年7月1日</u>	小名浜玉川町

2 契約事務

契約事務において、契約の締結に係る専決がなされていない例が認められた。

(災害対策課)

※ 屋外子局 (No.33、49) 鋼管柱塗装修繕の契約事務においては、その契約額が500万円未満であることから、契約の締結について課長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。【類例1件あり】

いわき市職務権限規程

(権限行使の区分)

第32条 各職位は、共通事務、財務事務及び分掌事務の専決については、次項及び別表第2から別表第5までに定めるところにより行う。

2～3 (略)

別表第2 (第32条関係) (抜粋)

共通専決事項

2 財務事項

(7) その他の契約関係 (火災保険及び自動車損害賠償責任保険以外の自動車損害保険契約を除く。)

項目	副市長	本庁機関	
		部長	課長
1 入札又は見積の 執行の決定	見積額又は設計額が 1,000万円以上 2,000万円未満	見積額又は設計額が 500万円以上 1,000万円未満	見積額又は設計額が 500万円未満
2 設計書の決定 3 予定価格及び 最低制限価格の決定		見積額又は設計額が 500万円以上	見積額又は設計額が 500万円未満
4 入札参加者又は 見積人の選定 5 入札保証金の免除	見積額又は設計額が 1,000万円以上 2,000万円未満	見積額又は設計額が 500万円以上 1,000万円未満	見積額又は設計額が 500万円未満
6 <u>契約</u> (変更契約を含む。)の締結及び解除 7 契約保証金の免除 8 履行期限延長の承認	契約額が 1,000万円以上 2,000万円未満	契約額が 500万円以上 1,000万円未満	<u>契約額が</u> <u>500万円未満</u>

備考

2 この表中「課長」とは、会計室長、本庁機関の課長、行政改革推進担当課長、人材育成改革推進担当課長、財政改革推進担当課長、用地対策担当課長、総合交通対策担当課長、いわき芸術文化交流館の課長、保健所の課長、消防本部の課長及び議会事務局の課長をいう。

観光文化スポーツ部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

収入事務において、督促が行われていない例が認められた。

（観光振興課、スポーツ振興課）

【事例1】観光振興課

※ 観光施設土地使用料について、納期限である令和6年3月14日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年4月3日まで）に書面により督促をしなければならないが、収納日（同年4月15日）までの間、督促が行われていなかった。

【事例2】スポーツ振興課

※ 体育施設電柱設置等使用料について、納期限である令和5年5月1日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月21日まで）に書面により督促をしなければならないが、収納日（同年6月7日）までの間、督促が行われていなかった。【類例2件あり】

いわき市債権管理条例

（督促）

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

いわき市債権管理条例施行規則

（督促）

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

2 収入事務（その2）

収入事務において、納入通知書を納期限後に送付していた例が認められた。

（スポーツ振興課）

※ 令和5年度分の体育施設電柱設置等使用料（使用期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）については、定期の収入に該当することから、その納入通知書は、市財務規則第47条第1号の規定により、納期限（令和5年5月1日）の7日以前（同年4月24日まで）に発しななければならないが、納期限を大幅に経過した同年10月23日に送付していた。【類例6件あり】

いわき市財務規則

（納入通知書の発行期限）

第47条 納入通知書は、別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に定めるところによりこれを発しななければならない。

- (1) 定期の収入は、当該収入金に係る納期限の7日以前
- (2) 契約による収入は、当該収入金に係る納期限の7日以前
- (3) 前2号に定める収入以外の収入は、当該収入金に係る納期限の10日以前

3 収入事務（その3）

収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

（いわき芸術文化交流館）

※ 芸術文化交流館使用料として令和5年4月5日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月6日（木）までに払い込まなければならないが、同月7日（金）に払い込まれていた。【類例1件あり】

いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 （略）

4 契約事務

プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。

(観光振興課)

※ プロポーザル方式の実施において、市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、参加の可否を判断することとされている。

いわきの魅力レベルアップ！いわきツーリズム拡大事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施においては、市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させていたものの、審査の過程において警察に対し暴力団等の該当性情報の照会を行わないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 (略)

いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

(参加資格)

第7条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) (略)
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (4) (略)

2 前項の規定にかかわらず、業務の特殊性などを考慮し、広く提案を求める必要がある等の場合には、業務等の実施に際して必要と認められる要件を別に定めた上で、同項1号に該当しない者をプロポーザル方式による選定に参加させることができる。

3 前項の規定により、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者をプロポーザル方式に参加させようとする場合は、次に掲げる書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、その参加の適否を判断するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書

(4)～(7) (略)

(公募型プロポーザル方式)

第8条 (略)

2 (略)

3 所管課は、公募型プロポーザル方式による選定に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）に、公告において指定する日までに実施要領等に定める必要書類を添付した参加申込書を提出させ、それらに基づき参加資格の審査を行うものとする。

4 所管課は、参加資格の審査を終えたときは、参加申込期間の最終日から5日以内に、その結果を書面により参加申込者全員に通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないとした参加申込者に対しては、所管課は、その理由及び当該参加申込者が理由の説明を書面で求めることができる期間（5日以上）を付して、その結果を通知するものとする。

5 (略)

6 第4項の規定にかかわらず、前条第2項の規定によりいわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させる場合における当該参加申込者に対する通知等の取扱いについては、所管課が別に定めるものとする。

5 財産管理事務

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

(文化交流課)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和6年4月24日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便はがきの現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿(第11号様式)により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

<意見又は要望とする事項>

収入事務（公共施設の使用料における「団体」の適用について）

市立草野心平記念文学館及び市暮らしの伝承郷の観覧料については、市草野心平記念館条例（以下「記念館条例」という。）第6条及び別表並びに市暮らしの伝承郷条例（以下「伝承郷条例」という。）第8条第3項及び別表第2において、区分ごとに「個人」又は「団体」の別により規定されており、「団体」は「個人」に比べて低額となっている。また、別表備考に「団体」とは20人以上をいうことが規定されている。

これらの施設の指定管理者が徴収し、市へ収納された令和5年4月分及び5月分の観覧料のうち、観覧者数が20人に満たないにもかかわらず、市と市内事業者との間で平成31年4月19日に締結された地域活性化包括連携協定に定める連携事項「ＩＣカードの活用に関すること」に基づき、当該事業者の店舗において利用することができるＩＣカードを提示した観覧者に対して「団体」の観覧料を適用していた事例が認められた。

この取扱いについては、これらの施設の指定管理者に対し、令和元年7月4日付で4施設（草野心平記念文学館、暮らしの伝承郷、アンモナイトセンター、勿来関文学歴史館）を対象とする通知文が発出されているものの、市としての検討の経過や意思決定行為を確認することはできなかった。

なお、上記のほか、市アンモナイトセンターのホームページにおいては、特定の一般社団法人の会員証を提示した観覧者に対しても、「団体」の観覧料を適用することが周知されている事例も見受けられている。

公共施設の利用に係る使用料は、地方自治法第228条において、条例で定めなければならないことが規定されており、条例においては、使用料の金額やその算定について、具体的に規定する必要がある。

このことから、記念館条例別表及び伝承郷条例別表第2に規定する「団体」は、一般に、同時に観覧する人数を指すものと解されるが、観覧者数が20人に達していないにもかかわらず、特定の要件に該当する団体に属する観覧者に対し、「団体」の観覧料を適用することについて、部所管の公共施設における同様の事例を調査し、改めて各条例に規定する「団体」の定義や解釈を整理するなど、その根拠を明らかにすべきである。その上で、適用基準の策定や条例の改正、当該取扱いの見直しなど、必要な対応を講じられたい。また、公式ホームページにおいて、当該取扱いを明示していない施設も見受けられることから、観覧者に対する公平性の確保及びサービス向上のため、当該取扱いの周知について検討されるよう望むものである。

（文化交流課、文化財課）

地方自治法

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）につい

て手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
2～3 （略）

いわき市草野心平記念館条例
(観覧料)

第6条 文学館を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

別表（第6条関係）

区分	観覧料	
	個人	<u>団体</u>
一般	円 440	円 350
大学生、高等専門学校生、高校生及びこれらに準ずる者	330	260
中学生、小学生及びこれらに準ずる者	160	130

備考 「団体」とは、20人以上をいう。

いわき市暮らしの伝承郷条例
(使用料等)

第8条 （略）

2 （略）

3 伝承郷を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。

別表第2（第8条関係）

区分	観覧料	
	個人	<u>団体</u>
一般	円 340	円 270
大学生、高等専門学校生、高校生及びこれらに準ずる者	220	170
中学生、小学生及びこれらに準ずる者	170	120

備考 「団体」とは、20人以上をいう。

いわき市アンモナイトセンター条例
(入館料)

第6条 アンモナイトセンターに入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

別表（第6条関係）

区分	入館料	
	個人	<u>団体</u>
一般	260円	200円
大学生、高等専門学校生、高校生及びこれらに準ずる者	190円	160円

中学生、小学生及びこれらに準ずる者	110円	80円
-------------------	------	-----

備考

- 1 「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 (略)